

保護者各位

越谷市長 高橋 努

埼玉県知事の緊急事態措置の実施を受けての対応

(保護者が家にいることが可能な場合は園児の登園を控え、家庭での保育をお願いします。)

日頃から教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、報道等で御承知のことと存じますが、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「緊急事態宣言」が発令され、対象区域に埼玉県が含まれたところです。

埼玉県知事からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不要不急な外出については自粛を要請されておりますので、ぜひ御協力をお願い申し上げます。

これまでも、自宅等で保育が可能な場合は家庭での保育をお願いしてまいりましたが、**特に、緊急事態宣言が発令されている令和2年5月6日までの期間におきましては、保護者が家にいることが可能な場合、園児の登園をお控えください。**

保護者の皆様におかれましては、多大なる御不便をおかけすることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ぜひ御理解と御協力をお願い申し上げます。

※4月分及び5月分の利用者負担（保育料）の取扱い

引き続き、欠席した日数に応じて日割計算を行い、差額を返還します。

手続等については、後日改めてお知らせしますが、4月分・5月分についても、いったんお支払いいただき、後日、欠席状況に応じて返還する形となりますので、御承知置きください。

※令和2年4月8日現在の緊急事態宣言を受けての埼玉県知事による指示又は要請を踏まえたものとなっております。今後の状況により、臨時休園等の対応をとる場合がありますので、御承知置きください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応

自宅等で保育が可能な日は 園児の登園を お控えください

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症が収束するまでの間、仕事を休むなどで家にいることが可能な場合は、園児の登園を控え、家庭での保育をお願いします。

0～2歳児

令和2年4月分・5月分も欠席日数に応じて 利用者負担(保育料)の軽減を行います

上記の「協力要請」に応じて保育施設を欠席した場合、令和2年4月分と5月分の利用者負担(保育料)も日割計算による軽減を行います。手続等の詳細は、後日お知らせしますが、いったんお支払いいただくこととなりますので御承知置きください。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

令和2年(2020年)4月8日
越谷市子ども育成課

5月7日以降については、状況を踏まえ別途お知らせします